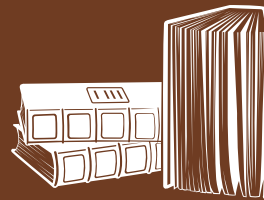




暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します。

取引デジタルプラットフォーム上で海外の事業者から購入した製品の欠陥による損害についてのプラットフォーム提供者の賠償責任

取引デジタルプラットフォーム上で海外の事業者から購入した製品の欠陥に起因する損害に対するプラットフォーム提供者の賠償責任について、債務不履行責任も不法行為責任も名板貸責任の類推適用も、いずれも認められなかった事例。

(東京地方裁判所令和4年4月15日判決、『判例タイムズ』1510号241ページ、裁判所ウェブサイト)

原告：X（消費者）
被告：Y（取引デジタルプラットフォーム提供者）

事案の概要

Yは、インターネット等を利用した電子商取引事業等を目的とする合同会社であり、電子商取引サイト（取引デジタルプラットフォーム）を運営するとともに、自ら本件ウェブサイトへの出品も行っている。消費者が本件ウェブサイトを利用して取引をするためには、会員登録（アカウントの作成）が必要である。会員登録をすると、登録した消費者とYないしその関連会社との間において、本件ウェブサイトに係る利用規約が適用されることとなる。Xは、会員登録をして、本件ウェブサイトを利用していた者である。

Xは、2016年6月中旬、本件ウェブサイトにおいて、「車用ジャンプスターター」としての充電式モバイルバッテリー（中国A社製）を約8,000円で購入した。本件ウェブサイト内の本件バッテリーの販売用ページにおいては、販売者ないし出品者はB（メーカー直営店）と表記されていた。本件バッテリーは、翌日頃にはXに引き渡された。

2017年11月中旬深夜、Xの居宅で火災が発生

し、居宅の一部が焼損するとともに、多数の家財に損傷が生じた。火災の原因は、本件バッテリー内部の電極板の短絡と判定された。

Xは、自ら契約していた損害保険会社から、本件火災に伴う保険金として、2018年4月以降、約737万円の支払を受けた。

本件火災後、Xは、弁護士（本件訴訟のX側代理人とは別の弁護士）を代理人として、Bに連絡を取ろうと、本件バッテリーに係る本件特商法表示として記載された中国の電話番号に電話をかけたが、誰も電話に出なかった。そこで、Xは、本件ウェブサイトにあったBに連絡を取るためのフォームを利用して、Bへの連絡を試み、以後、Bとのやり取りが続いた。Xは、Bとのやり取りが円滑に進まないと感じたことから、Yに対し、紛争解決の仲介をするよう依頼したが、Yは、本件バッテリーの出品者との間で直接交渉するよう求めた。

Xは、2019年10月、いずれも中国法人であるA及びC（Aの関連事業者）との間で、XがAから購入した本件バッテリーについての損害賠償請求につき、和解に係る合意が成立した。本件和解



では、CがXに和解金として約184万円を支払うなどとされ、これに基づき、同月下旬、Xに約184万円が支払われた。本件和解においては、Xが本件バッテリーを中国法人のAから購入したことを前提に、Aらが支払う和解金額のほか、同金額が支払われれば、Xは、本件バッテリーに関しAらにいかなる責任も追及しないこと、なお解決に至らない問題があれば、中国の裁判所に提訴できることなどが定められている。

そこで、Xは、Yに対し、第一次的に、上記サイトの利用を目的とする契約上の債務の不履行に基づき、上記損害の一部として30万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である2020年11月上旬から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を、第二次的に、不法行為に基づき、慰謝料30万円及びこれに対する上記遅延損害金の支払を、第三次的に、Yが商法14条または会社法9条の類推適用により上記バッテリーの販売者と連帯して債務不履行責任を負うとして、同責任に基づき、第一次的請求と同内容の支払を求めた。

理由

1. 利用契約上の債務不履行責任について

(1) 出店・出品審査義務違反について

Xは、Yが、本件ウェブサイトにおける取引から利益を得ていることなどから、同取引から生ずる危険も負担すべきであり、消費者が安心、安全に取引できるシステムを構築する信義則上の義務を負うとしたうえ、当該義務の中には出店・出品審査義務が含まれると主張する。

しかし、Xがその主張の根拠とする、消費者委員会内に設けられた「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会」が作成した報告書は、本件売買契約から約2年10カ月も後のものであるうえ、その内容も、プラットフォーム事業者の出店・出品審査の関係では、利用者の安心、安全に向けた「提言」とし

てのものであり、直ちに上記主張の裏付けとなるものではない。

また、Xは、本件バッテリーを含むリチウムイオンバッテリーについて、本件売買契約当時、事故が年々増加していた一方、安全性を保証する認証等の制度が複数存在したことをその主張の根拠として挙げる。

しかし、Xが指摘するリチウムイオンバッテリーに関する認証等の制度は、いずれも、本件売買契約当時、同バッテリーを搭載する製品の製造・販売を行う業者について取得が法律上義務づけられていたものではない。上記制度の存在をもって、上記当時、Yにリチウムイオンバッテリー搭載製品の出品につきXが主張するような審査義務があったと認めることはできない。

(2) 保険・補償制度構築義務違反について

Xは、Yが負うべき消費者が安心、安全に取引できるシステムを構築する義務の具体的内容として、保険・補償制度構築義務も主張する。

しかし、XがYの義務と主張する保険・補償制度の具体的内容が何ら明らかではないうえ、Xは、結局、本件バッテリーの出品者であるAとの間で本件和解を成立させることができていることをも考慮すれば、Xの上記主張は、採用することができない。

2. 不法行為責任について

Xは、Yは、本件ウェブサイトにおける出品者の本件特商法表示に関し、消費者が問合せ可能な適切な表示を維持・把握する体制を構築する義務を負う旨主張する。

しかし、上記体制の具体的内容が明らかではないことをおくとしても、本件バッテリーについては、出品者への連絡先として電話番号が記載され、それとは別に、連絡用のフォームも用意されていて、現に、Xは、上記フォームを利用してAらと連絡を取り、本件和解を成立させているのである。この過程で、本件バッテリーに係る本件特商法表示として記載された電話番号に電



話を架けたが誰も出なかったとしても、そのことから当然に、本件バッテリーの出品者について本件特商法表示の不備があるということにはならず、まして、Yについて、上記本件特商法表示に関する義務違反があると認めることはできない。また、Aらの対応の遅れがあったとして、その責任をYに負わせるべき根拠は認め難い。

3. 名板貸責任の類推適用について

本件売買契約上の債務不履行責任を第一次的に負うべきAとの間で本件和解を成立させ、和解金の支払を条件にAの免責を認め、同和解金を受領済みであるXにおいて、Yに債務不履行責任を追及することができるかという問題はおくとしても、そもそも、Xが、本件売買契約の時点で、本件バッテリーの販売者をYと誤認していたことを認めるに足りる証拠がない。かえて、本件火災後のXの対応を考慮すれば、Xは、上記販売者がAであることを当初から認識していたことがうかがえるので、この主張は失当といふべきである。(解説の3.を参照)

なお、Xが控訴したが、東京高裁令和5年1月16日判決は控訴を棄却している。

解説

1. 製品の欠陥と取引デジタルプラットフォーム提供者の責任

Yは、本件バッテリーの製造者ではないし、輸入業者でもないことから、製造物責任法上の責任を負わない。また、YはXとの売買契約の当事者ではないから、売主としての契約上の責任を負うこともない。

他方、会員登録をしたXと取引デジタルプラットフォーム提供者であるYとの間には、その利用規約に反映されているプラットフォーム利用契約が存在しているため、その利用契約を手がかりに、どこまでYの責任を追及できるかが問題となる。Yへの第一次的請求である出店・出品審査義務違反及び保険・補償制度構築義務

違反は、このような試みであるが、裁判所はいずれも法律上の義務としては認めなかった。

本件で、当該製品が出火する危険性のあるバッテリーだとの情報をYが得ていた、あるいは、バッテリーを購入した消費者から複数のクレームがYに寄せられていたにもかかわらず、Aに漫然と出品を続けさせていたというような場合だと、利用契約に基づく信義則上の義務としての安全配慮義務の違反として、Yに対する損害賠償請求が認められる可能性が考えられるが、そのような事実は認定されていない。

参考判例②は、ネットオークションでカメラを購入したが、交付を受けられなかったという事例で、オークションサイト運営事業者に出品者の信用度調査などの義務はないとした。

参考判例③も、ネットオークションで詐欺被害にあった者らが集団訴訟を提起し、サイト運営事業者に対して債務不履行または不法行為に基づく損害賠償を求めた事案において、運営事業者には利用者に対し詐欺等の被害防止に向けた注意喚起を時宜に沿って行う利用契約における信義則上の義務があるとしたが、当該事件ではその違反を認めることはできないとした。控訴審の参考判例④では、消費者は、民事中立人としてのオークションサイトの責任や古物営業法21条の2の出品者情報真偽確認義務などを追加主張したが、いずれも認められなかった。

2. 取引デジタルプラットフォーム提供者の不法行為責任

本件での第二次的請求としての不法行為責任は、「消費者が問合せ可能な適切な表示を維持・把握する体制を構築する義務」に違反したことを根拠とする不法行為責任である。そのため、本判決は、このような義務の内容が不明確であるうえに、Aらと連絡が取れて和解が成立しているとして、Xの主張を認めていない。もしXの努力にもかかわらず、連絡が取れなかった場合であれば、そのような事業者に出店させていたと



いう点で、前述の安全配慮義務違反ないしは信義則に基づく不法行為法上の注意義務違反を根拠にYの責任が認められた可能性がある。

なお、**参考判例⑤**は、インターネット上のショッピングモールの出店者のウェブページに展示された商品が他人の商標権を侵害している場合について、モール運営者が、単に出店者によるウェブページの開設のための環境等を整備するにとどまらず、出店者へのサービスの一時停止や出店停止等の管理・支配を行い、出店者からの基本出店料やシステム利用料の受領等の利益を受けている者であって、その者が出店者による商標権侵害があることを知ったときまたは知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるに至ったときは、その後の合理的期間内に侵害内容のウェブページからの削除がなされない限り、商標権者はウェブページの運営者に対し、商標権侵害を理由に、出店者に対するのと同様の差止請求と損害賠償請求をすることができるとした。しかし、当該事件では相当期間内に削除されたと認定されている。

3. 名板貸責任の類推適用について

Xの第三次的請求は、「自己の商号を使用して営業又は事業を行うことを他人に許諾した商人は、当該商人が当該営業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う」(商法15条、会社法9条も同旨)との規定の類推適用によって、実際はAが売買契約の当事者なのに、Yが契約当事者であるかのような外観を作り出していたから、Yにも連帯責任があるとの主張である。

参考判例①は、スーパーマーケットのテナントであるペットショップからインコを購入したところ、インコが保有していたオウム病クラミジアによって購入者の家族が感染して死亡したという事件において、営業主体を誤信してしまうような外観の作出にスーパーマーケット経営

事業者が関与していた場合に、商法14条を類推適用して、スーパーマーケット経営事業者に対して損害賠償を請求できるとしている。

Yは、自己の運営する電子商取引サイトに自ら出品もしていたから、このような主張がされる素地はある。もっとも、裁判所は、Xはこの点で誤解していなかったと認定している。

4. 製品安全4法の改正

海外で製造され、PSマークを付さないと国内で販売できない製品が、マークを付さないまま、輸入業者を介さずに取引デジタルプラットフォーム上で日本の消費者に直接販売されているという状況に対して、製品事故の報告やリコール措置を効果的に実施させるための製品安全4法の改正が2024年通常国会で実現した。改正法によれば、海外からの直接販売者は輸入者として扱われ、PSマークを付したうえで、国内管理人を選任する必要がある。取引デジタルプラットフォーム提供者が違法な販売状況を放任していたような場合には、消費者からの責任追及がこれまでより容易になると期待される。

参考判例

- ①最高裁平成7年11月30日判決(『判例タイムズ』901号121ページ、『最高裁判所民事判例集』49巻9号2972ページ、裁判所ウェブサイト)
- ②神戸地裁姫路支部平成17年8月9日判決(『判例時報』1929号81ページ)
- ③名古屋地裁平成20年3月28日判決(『判例タイムズ』1293号172ページ、裁判所ウェブサイト)
- ④名古屋高裁平成20年11月11日(裁判所ウェブサイト)
- ⑤知財高裁平成24年2月14日判決(『判例時報』2161号86ページ)